げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側22kmの地点で海抜0mから19000mまでの全ての高度において-151.5dB(W/(m²·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

追　5.509E　決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも500kmの距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連するITU-R勧告の最新版を考慮するものとする。

追　5.509F　決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィーダリンク以外の固定衛星業務（地球から宇宙）の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

追　5.509G　14.5-14.8GHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務（地球から宇宙）を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務(放送衛星業務及び付録第30A号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフィーダリンク並びに第二地域の放送衛星業務用フィーダリンクに限る。)に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

改　5.510　決議第163(WRC-15)及び決議第164(WRC-15)に従う使用を除き、固定衛星業務（地球から宇宙）による14.5-14.8GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14.75-14.8GHzの周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。

改　15.4-18.4GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
15.4-15.43	無線標定　5.511E　5.511F 航空無線航行	
15.43-15.63	固定衛星（地球から宇宙）　5.511A 無線標定　5.511E　5.511F 航空無線航行 5.511C	
15.63-15.7	無線標定　5.511E　5.511F 航空無線航行	
…		

改　5.511A　固定衛星業務（宇宙から地球）による15.43-15.63GHzの周波数帯の使用は、第9.11A号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

改　5.511C　航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R勧告S.1340-0に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局（第4.10号の適用）を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R勧告S.1340-0に従わなければならない。

削　5.511D

改　5.512　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、 オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15.7-17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

改　5.514　付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。第21.3号及び第21.5号に定める電力制限が適用される。

改　5.521　代替分配:アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18.1-18.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務（宇宙から地球）及び移動業務に分配する（第5.33号を参照）。第5.519号の規定も適用する。

改　18.4-22GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
19.7-20.1 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A　5.484B　5.516B 5.527A 移動衛星（宇宙から地球） 5.524	19.7-20.1 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A　5.484B　5.516B 5.527A 移動衛星（宇宙から地球） 5.524　5.525　5.526 5.527　5.528　5.529	19.7-20.1 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A　5.484B　5.516B 5.527A 移動衛星（宇宙から地球） 5.524
20.1-20.2	固定衛星（宇宙から地球）5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 移動衛星（宇宙から地球） 5.524 5.525 5.526 5.527 5.528	
…		
21.4-22 固定 移動 放送衛星　5.208B 5.530A　5.530B 5.530D	21.4-22 固定 移動 5.530A	21.4-22 固定 移動 放送衛星　5.208B 5.530A　5.530B 5.530D 5.531

改　5.524　付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、